

集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める意見書

集団的自衛権について、歴代政権は、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条の下では許されないとしてきた。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争の教訓から、国民主権、戦争の放棄、基本的人権の保障を基本原理とし、法に従って権力が行使されるという立憲主義を政治原則としてきた。

しかし、7月1日の安倍内閣による閣議決定は、このような立憲主義の原則を踏みにじったものであり、各種世論調査では、早急な閣議決定に対し、多くの国民は認めていないことが明らかとなっている。

同時に、集団的自衛権の行使容認により、国民の間でも我が国が国際紛争に巻き込まれるのではと不安が広がっている。

被災地として、政府に一番に取り組んでほしいことは、震災被災地の早期復旧復興であり、集団的自衛権の行使容認については、十分な国民的議論もなされているとは必ずしも言えない。

以上のことから、下記事項について取り組まれるよう強く求めます。

記

- 1 集団的自衛権行使容認の閣議決定は、立憲主義を踏みにじるものであり、集団的自衛権行使に向けた立法措置や法整備については、立憲主義を踏まえた国民的な合意に向けて丁寧に議論を重ねるとともに、慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

岩手県陸前高田市議会